

山形海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、山形県沖合における火光利用による一本釣漁業（するめいかの採捕を目的とするものを除く。以下「この漁法」という。）について、次のとおり指示し、令和7年12月5日山形海区漁業調整委員会指示第4号は令和8年8月31日限り廃止する。

令和8年8月7日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

1 操業の禁止

この漁法において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）のために操業する場合は、この限りではない。

(1) 山形海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を得ずして行う総トン数5トン以上の船舶を使用する操業

(2) 次の表に掲げる明石礁及び大瀬の区域における4月10日から7月10日までの操業

区 域		各点の位置
明石礁	右欄に掲げるイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域（以下「明石礁の区域」という。）	イ（世界測地系）北緯39度00.771分、東経139度43.397分（ロラン） 2S3-2780 と 2S4-4762 との交点
		ロ（世界測地系）北緯38度57.272分、東経139度42.998分（ロラン） 2S3-2820 と 2S4-4768 との交点
		ハ（世界測地系）北緯38度58.371分、東経139度38.398分（ロラン） 2S3-2820 と 2S4-4756.7 との交点
		ニ（世界測地系）北緯39度01.571分、東経139度40.198分（ロラン） 2S3-2780 と 2S4-4754.5 との交点
大瀬	右欄に掲げるホ、ヘ、ト、チ及びホの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域	ホ（世界測地系）北緯38度39.273分、東経139度25.500分（ロラン） 2S3-3080 と 2S4-4775 との交点
		ヘ（世界測地系）北緯38度37.174分、東経139度23.100分（ロラン） 2S3-3110 と 2S4-4775 との交点
		ト（世界測地系）北緯38度37.873分、東経139度20.301分（ロラン） 2S3-3110 と 2S4-4766.2 との交点
		チ（世界測地系）北緯38度39.873分、東経139度22.400分（ロラン） 2S3-3080 と 2S4-4765.8 との交点

2 光力の制限

一の船舶がこの漁法に使用する集魚灯の消費電力合計の最高限度は、10キロワットとする。ただし、発光ダイオード式集魚灯（以下「LED灯」という。）を使用する場合における当該LED灯の消費電力は、当該LED灯の消費電力に7を乗じて得た数（単位はキロワットとし、1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とする。ただし、試験研究等のために操業する場合は、この限りではない。

3 操業の承認

山形県沖合において、総トン数5トン以上20トン未満の船舶を使用して、この漁法を営もうとする者は、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究等のために操業する場合は、この限りではない。

(1) 承認の対象者

イ 山形県の漁船登録を受けた船舶の使用者であって、酒田市（ただし、飛島を除く。）に住所又は本店所在地を有する者

(2) 操業禁止区域

イ 酒田市飛島における最大高潮時海岸線と同線から 5,500 メートルの線によって囲まれた区域

ロ 酒田市と遊佐町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位 294 度の線、山形県と秋田県の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位 292 度の線、最大高潮時海岸線から沖合 12 海里の線とによって囲まれた区域

ハ 酒田市と遊佐町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から真方位 294 度の線、最大高潮時海岸線から沖合 7,400 メートルの線、基点第 3 号酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（北緯 38 度 48 分 02.4 秒、東経 139 度 45 分 45.8 秒の点）から 294 度 43 分の線とによって囲まれた区域

ニ 明石礁の区域

ホ 山形県と新潟県の境界線と最大高潮時海岸線の交点から磁針方位西北西の線と基点第 3 号酒田市と鶴岡市の境に設置した漁場基点（北緯 38 度 48 分 02.4 秒、東経 139 度 45 分 45.8 秒の点）から 294 度 43 分の線との間における海域

(3) 操業上の制限

イ 乗船者は、2 人以内とする。

ロ 集魚灯の種類及び個数並びに消費電力の最高限度は、次のとおりとする。

	海域	種類	個数	集魚灯の消費電力 合計の最高限度
1	明石礁の区域の外縁 部 1,000m 以内	白熱灯又は放電灯 (メタルハライドラ ンプを除く。)	水中使用は、1 個 (消費電力が 3 キ ロワット以内のも のに限る。) と し、かつ水中使用 及び船上使用あわ せて 3 個までとす る。	10 キロワット
2	1 以外の海域	白熱灯又は放電灯	同上	同上

ハ 他種漁業の操業を妨げないこと。

ニ 承認を受けた者は、当該承認に係るこの漁法を操業するときは、委員会から交付を受けた承認証を携帯しなければならない。

ホ 承認を受けた者は、イ、ロ、ハ及びニに定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(4) 承認の取消し

イ 委員会は、資源管理若しくは漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことができる。

(5) 取扱要領

イ この指示に定めるもののほか、操業の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

4 有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日までとする。